

第4 当委員会の妥当性に関する見解

1 調査方法・内容並びに調査期間及び二次顧客への報告時期の妥当性について

(1) 調査方法及び内容について

ア 本件データ書換問題が判明した経緯について、THCは、前記第3・1のとおり、補助金の不正受給問題を受け、それを契機に、同社におけるコンプライアンス全体を見直し強化するため、2016年7月1日、本件アンケート調査を実施したところ、品質保証室における検査成績表の数値の書換えを指摘したものが1件あったことから、これを端緒として、THCが自発的に調査を実施した結果、本件データ書換問題が判明した。

コンプライアンス上の問題が判明したことを契機として、単にその問題の解決だけを志向するのではなく、更なるコンプライアンス体制の強化を図るため、本件アンケート調査を実施したこと及び本件アンケート調査の結果は、ただ1件のコメントのみであったにもかかわらず、これを端緒とし、自発的に本件会社調査を開始したことに照らせば、THCは、品質保証及びコンプライアンスに関する積極的な取組姿勢を有しているということができ、この姿勢自体は十分に評価できるものである。

イ 本件データ書換問題の判明を受けて、THC及び東レが二次顧客への説明までに実施した本件会社調査の内容等は、前記第3・2のとおり、①2016年7月から同年10月までの調査（第一段階）、②2016年10月から2017年2月までの調査（第二段階）及び③2017年2月から同年9月までの調査（第三段階）に及ぶものである。

(ア) THCは、まず、①2016年7月から同年10月までの調査（第一段階）において、前記第3・2（1）のとおり、本件アンケート調査の結果を受けてヒアリングした実行者の供述が事実かどうか調べる必要があったため、本件データ書換行為の対象となった可能性が比較的高いと考えられた再測をしている実測データに限って調査を行った。その初期調査の結果、実行者の供述が事実であることがある程度確認できたため、まず安全性に直接影響する製品（タイヤコード及びブレーキホース用コード）及び検査項目を調べることにした。調査範囲は、ある程度絞る必要があるため、顧客製品の耐用年数なども考慮の上、タイヤコードについては3年間分、ブレーキホース用コードについては10年間

分を対象とし、最終的に約 6000 件を調査した。調査に際しては、検査成績表と実測データとの照合（特に、紙媒体しか残っていない実測データとの照合）に最も時間を要していた。THC は、この調査の結果、生命及び身体への影響を与えうる顧客製品の安全性について問題はないことを確認している。

2016 年 7 月から同年 10 月までの調査（第一段階）については、本件データ書換問題のようなコンプライアンス上の問題が判明した際、特に、その初期段階における調査においては、まずは本件データ書換行為の概要及び安全性への影響をできるだけ速やかに把握することが重要であると考えられるところ、当該概要等を把握するために、THC は、安全性に直接影響する特定の製品及び検査項目に限定しつつ耐用年数も考慮の上で調査範囲を合理的範囲に絞ったものであって、THC の採ったこのような調査目的・方法・内容は、初期段階における調査として妥当なものであって、これに要した期間も妥当なものといえる。

(イ) 次に、THC は、②2016 年 10 月から 2017 年 2 月までの調査（第二段階）において、第一段階の調査の結果を踏まえて、調査対象を拡大し、製品及び検査項目を限定することなく、2015 年 1 月以降の検査成績表と手書きを含む全ての実測データとの照合（約 3 万 6000 件）をすることにより、数値の書換えの有無を確認し、これに加えて、実測データの信頼性評価及び測定装置トラブル・測定瑕疵の影響を確認するための調査を行った。なお、対象期間として、2015 年 1 月以降としたのは、照合するデータ量が膨大であるため、これを合理的な範囲に絞りつつ、全ての検査項目の書換え傾向を調査するために必要な合理的な期間として設定したものであった。THC は、これらの調査（第二段階）の結果、本件データ書換行為の態様は、第一段階の調査の結果と異なるものではなく、安全性に問題はないことを確認している。特に、書換え幅が僅差であることについて統計的な根拠付けも行い、また、測定装置のトラブル・測定瑕疵の影響についても、これを明確にしている。

2016 年 10 月から 2017 年 2 月までの調査（第二段階）については、第一段階の調査結果を踏まえつつ、本件データ書換行為の全容を調査するために、合理的な期間の全検査項目を調査範囲とし、これに加えて、実測データの信頼性評価及び測定装置瑕疵の影響を調査したもので、調査（第二段階）の調査目的・方法・内容は妥当なものであって、これに要した期間も調査目的・方法・内容に照らして妥当なものといえる。

(ウ) さらに、THC は、③2017 年 2 月から同年 9 月までの調査（第三段階）においては、さらに調査対象を拡大し、手書きを含め残存する実測データ全ての

照合（約 7 万 6000 件）や測定装置トラブル・測定瑕疵の影響調査や安全性評価を行った。その結果、書換えの態様は、第一段階及び第二段階の調査結果と異なるものではなく、安全性に問題はないことを確認している。また、測定装置トラブル・測定瑕疵の実測データへの影響を明確にするとともに、二次顧客への説明に際して安全性について明確に説明できる事実関係を取りまとめている。

2017 年 2 月以降の調査（第三段階）については、二次顧客に対する報告に先立って、報告をした場合に想定される二次顧客からの問合せや懸念に対して、的確な対応ができるよう、より正確を期するために残存する全ての実測データを調査範囲とするといった方針及び調査の方法・内容は、妥当なものである。このような方針等を前提とすれば、結果として調査期間として 2017 年 9 月までを要した点についても、問題はないと考えられる。

(2) 最終的に調査に要した期間及び二次顧客への報告時期について

ア 当委員会の調査によれば、前記（1）のとおり、第一段階から第三段階までの本件会社調査において、それぞれ、調査目的・方法・内容及びこれに要した期間については、妥当なものと評価できる。すなわち、まずは、本件データ書換行為の実態や安全性に対する影響をできる限りの確に把握する必要があると認めることができる。また、生命及び身体への影響を与えうる顧客製品の安全性に対して問題はないとの結論を早期に得ていたことを前提とすれば、顧客への説明のためには、顧客が最も懸念するであろう顧客製品の安全性に及ぼす影響については、これを専門的な見地から、正確に分析・検討した相当程度の資料が必要となると予測し、これを準備した上で説明に臨むとした考え方も理解できるところである。

そして、本件データ書換行為の実態や安全性に対する影響を十分に把握するため、関係者に対して必要なインタビューの実施をし、合計 11 万件以上も、手書きを含む大量の実測データと検査成績表との照合作業をした。その上で、書換えの態様や安全性の影響について、専門的な見地からの正確な分析・検討を経た上で判断を行う必要があった。特に紙媒体でしか保存されていなかった手書きの実測データは、もともと、品質保証室員が品質保証検査の際、個人的に残していた手控えに過ぎず、事後的に検査成績表と照合するために保存することを念頭において作成・保存されたものではなかった。そのため、紙媒体上の手書きの実測デ

ータは、対象製品や検査項目名だけが記載された紙が残っているのみで、作成日が記載されていないなどの記載の欠落も目立ったため、記載されている数値が、いつの時点のどのような実測データであるのかが判然とせず、紙の綴られ方などから推測するしかないなど検査成績表との照合作業に膨大な時間を要さざるを得なかった。

こうした照合作業に加えて、前記第3・2で述べたとおり行われた、測定バラツキ調査、測定装置トラブル・測定瑕疵の影響調査、顧客製品の安全性への影響調査等の実験・検証作業はそれぞれ相当の時間を要したものである。また、これらの調査・検討を円滑・的確に実施するためには、専門的知識や経験を有する相当程度の人員が必要となるため、THCのみの限られた人的・物的資源では十分ではなかったことから、製品の安全性判断を中心とした関係分野において十分な専門的知見を有する東レの関係部署に対して説明や相談をした上で、これら部署から有効・適切な支援を受け、THC及び東レにおける全社的な対応をすることが不可欠であったという事情も認められる。

以上の事情、とりわけ、本件データ書換行為の実態や安全性に対する影響を十分に把握するための調査に膨大な作業を要さざるを得なかったことに加えて、本件データ書換問題が、THC及び東レにおいて、初めてのデータ書換事案であったことなども考慮すると、調査目的・方法・内容等に照らして、調査期間としてある程度の期間を要したこと自体はやむを得なかったものと考えられ、最終的に、調査期間として1年2か月を要したことが妥当でなかったとはいえない。

イ そして、二次顧客への報告時期が2017年10月以降となったことに関しては、本件データ書換問題については、本件会社調査の期間を通じて、法令違反や安全性の問題がなかったため、一刻を争う報告が求められる状況にあったとはいい難いものであった。そうすると、二次顧客に対する報告に先立って、報告をした場合に想定される二次顧客からの問合せや懸念に対して、的確な対応ができるよう、より正確を期するために実測データが残存する範囲での全件調査を実施してから、全容を解明した上で二次顧客への報告を開始するというTHC及び東レの判断については、相応の合理性はあったものといえる。²²

²² なお、二次顧客への報告時期に関し、一部には、株式会社神戸製鋼所の問題が2017年10月8日に報道されたため、慌てて顧客への説明を始めたとの見方もあるようだがわかる。しかし、関係資料によると、THC担当者が二次顧客に報告の申出を行ったのは同年9月28日が最初であり、その後、同年10月5日に、同顧客のところに報告していることが認められる。したがって、二次顧客への報告は、自発的なものであって、株式会社神戸製鋼所の報道を受けて二次顧客への説明に及んだという事実関係にはないことが明らかで

ウ もっとも、当委員会において付言すれば、前記第3・2（2）のとおり THC 及び東レは、2017年2月頃には、調査（第二段階）を終えて、相応の調査結果を有した上で、東レグループである一次顧客には報告をしていることなどからすれば、同年10月より早い段階での二次顧客に対する同様の報告も可能であったと考えられる。また、二次顧客側でも報告を受けた後に、安全性確認への対応が必要となることが想定できることなどからすれば、報告が2017年10月以降となったことは、批判の対象となりうるものであった（現に報告の結果としては、そのような指摘・批判を受けている）。

そうすると、THC 及び東レによる二次顧客への報告方法・報告時期の判断としては、前記イのとおり、相応の合理性を有すると評価されるものの、検査成績表と残存する実測データとの全ての照合の結果を待つまでもなく、2017年10月以前の一応の合理的な説明が可能な段階で、全件調査が終了した後に再度報告するとの留保の下、とりあえずそれまでの調査結果をもとに二次顧客へ暫定的な報告を行うことも、THC 及び東レの取りうる選択肢としてはありえたものと思われる。

2 調査結果の妥当性について

(1) 安全性判断の妥当性について

ア THC 及び東レの安全性判断の概要

(ア) 前記第3・3（2）エのとおり、実測データとの照合の結果、合計149件の本件データ書換行為が判明したところ、それらの安全性評価に関しては、①測定装置・測定方法の瑕疵によって規格外となっていたもの（客観的な製品性能としては規格内であったもの）及び②書換え幅が僅差であるもの、それぞれについて、以下のような根拠で安全性に問題がないことの結論を導いている。

①測定装置・測定方法の瑕疵によって規格外となっていたものについては、測定装置の異常から改善までの期間と規格外の発生時期が一致することや再現試験で差異が確認できたことなどから、当該規格外の測定結果は、測定装置・

ある。

測定方法の瑕疵が原因であり、客観的な製品性能としては規格内であったといえ、製品の品質自体は正常であったと判断している。また、②書換え幅が僅差であることについては、統計的手法も用いた上で、書換え幅が測定バラツキ程度の違いであることや、顧客での製品設計段階で原材料（THC 製品）に要求される性能・品質（品質規格）に対して見込まれている安全率との対比でも僅少であることなどから安全性に問題がないと判断している。

(イ) 次に、実測データが残存しておらず、検査成績表との照合ができなかった製品の安全性評価については、2008 年以降については、①THC 製品の原料（糸）の物性が安定していること、②THC における工程記録表を確認し条件を逸脱したものがないこと（あったとしてもそれが顧客に納品されていないこと）、③ 2008 年以降の THC 製品の物性全てのデータを統計的見地から分析した結果、実測データが残存している部分と残存していない部分との間に統計的有意差がなく、規格外れが出現する確率が同程度であるといえること、④実測データとの照合においても、測定装置・測定方法の瑕疵又は僅差の規格外れ以外の書換えは見つかっていないことから、本件データ書換行為の実行者の、検査成績表の数値の書換えは僅差のものに限って行われていたとされている供述が十分に信用に値するといえること等の各要素を総合的に見て、安全性に問題がないと判断している。

イ THC 及び東レの安全性判断の妥当性について

当委員会は、前記第 1・4（2）③のとおり、安全性評価に対する検証として、THC 及び東レにおいて、本件会社調査の際に、安全性判断の中心的役割を担っていた安全性に関する専門的知見を有する各部署の担当者及び役員（THC の品質保証担当役員、東レの製品安全・品質保証企画室及び繊維加工技術部）に対するインタビューを実施した。東レの製品安全・品質保証企画室は、社長直轄の組織であり、東レグループ全体の製品の製品安全・品質保証に関する方針・施策の企画・立案・調整・推進や重大な影響を与える製品安全・品質保証問題への対応や対応の支援・指導・協力を業務内容としている。また、東レの繊維加工技術部は、高次加工（紡績・糸加工、織布・編成、染色・仕上、縫製の加工工程）に携わる関係会社の生産技術・生産管理・品質管理・商品開発や技術援助を役割・業務内容としている。

THC 及び東レにおいて、本件会社調査の際に、安全性判断の中心的役割を担っ

ていた安全性に専門的知見を有する各部署の担当者又は役員は、いずれも書き換えられた規格の顧客製品に及ぼす安全性を的確に評価するに足りる十分な知識・経験を有する者である。また、これらの者は、前記アのとおり安全性判断の基本的判断枠組み・考え方に基づき、いずれも顧客製品の安全性に影響はないとの判断で一致しているところ、そこで採用されている基本的判断枠組み・考え方や前提とした事実関係の理解について不合理な点は見られない。さらに、当委員会において、品質保証及び繊維の加工技術に関して専門的知見を有する外部の専門家の意見を聴取したところ、THC 及び東レの安全性判断の基本的な枠組み・考え方及びこれに基づく安全性評価については合理的なものであるとの見解が得られた。

加えて、THC 及び東レは、二次顧客に対して、2017 年 10 月以降現在まで報告を行っているが、二次顧客 13 社のうち 12 社からは安全性に問題がない旨の見解を得ており、残り 1 社は検証中であるが、同社からも安全性に問題があるとの指摘は受けていない。

したがって、前記アの THC 及び東レの安全性評価に対する基本的枠組み・考え方は、専門的な知見及び経験則に沿ったものであって不合理な点は見られず、他方、提供された全資料及び当委員会が実施した調査によっても、これに疑義を差し挟むべき事情は見当たらなかった。

以上の趣旨において、THC 及び東レの安全性に問題がないとの判断は、妥当なものと評価できる。

(2) 法令違反について

THC 及び東レは、前記第 3・3 (3) のとおり、本件データ書換問題に関して、法令違反はないと判断しているところ、前記第 2・2 (1) のとおり、「規格」それ自体は、THC と顧客との間の対象製品の品質の関する取り決め(仕様)であり(そのため各社ごとに異なる性質のものである。)、規格に適合しない製品を納品することが、直ちに法令違反を構成するものではない。

当委員会において、改めて THC 及び東レに対して説明を求めたところ、対象製品の品質水準に関する法規制(工業標準化法(いわゆる JIS 法)を含む。)は見られず、本件データ書換問題に対して適用される固有の法令はないとの考えであった。当委員会の調査によっても、固有の法令違反はないことを確認した。

したがって、本件データ書換問題については、法令で定められた基準にもとると

ころはなく、その意味で法令違反がないとする THC 及び東レの判断に不合理な点はなく、妥当なものといえる。

(3) 本件データ書換行為の実態及び原因分析について

THC 及び東レが認定した本件データ書換行為の実態及びその原因分析は、前記第 3・3 (2) 及び同 (4) のとおりである。なお、前記第 3・3 (2) エのとおり、本件データ書換行為のうち、測定装置・測定方法の瑕疵によって規格外となっていたもの（客観的な製品性能としては規格内であったもの）が、全 149 件中 73 件であり、その余の書換え幅が僅少であったものが 76 件であった。

当委員会においても、関係資料を精査した上で、関係者に対するヒアリングを実施するとともに、THC 本社において現地調査を行い、品質保証室において、実際に、測定装置の操作、検査工程、実測データの承認及び検査成績表の発行といった一連の工程を検証したが、THC 及び東レが認定した本件データ書換行為の実態について不合理な点は見られなかった。

また、THC 及び東レが認定した本件データ書換行為が行われた本質的な原因としては、前記第 3・3 (4) のとおり、概要、①品質保証に対する THC の経営層の関心が薄く、品質保証室において適性に欠ける者が品質保証室長であるという現状の把握を怠ったこと、②本件データ書換行為のような不正が行われた際にそれを見抜くことができる強い体制作りや、誰かに見られているという意識を持たせるようにするなど不正を行うことができなくなる仕組み作りを怠ったこと、及び、③測定装置の保守・管理が不十分であるという現状において、品質保証検査の精度が低下したことであるというものであるが、本件データ書換行為の実態を踏まえつつ、これを適切に検討した上で認定されたものであって合理的なもの認められる。したがって、THC 及び東レが認定した原因分析も妥当なものである。

なお、本件データ書換行為の実行者及びその開始時期については、当委員会においても、改めて、2003 年 4 月以降に品質保証室長の職にあった者ら 4 名に対するヒアリングなどの調査を実施したところ、いずれについても THC 及び東レにおける調査と同様の回答を得た。すなわち、2008 年 4 月以降に品質保証室長であった者ら（実行者）については、いずれも本件データ書換行為を認めており、その供述については、2010 年以降の書換えについては客観的な実測データとの照合によって裏付けられており、信用できるものであった。他方、2008 年 4 月以前に品質保証室長の職にあった者らは、既に退職し、本件に関し会社との間に利害関係を有しな

いところ、いずれも本件データ書換行為への関与を否定した。2010年以前については、実測データが存在しておらずデータ照合ができないことなども考慮すると、これらの供述の信用性を否定することは困難である。加えて、THC及び東レの調査においては、2016年7月頃に、在籍していた他の品質保証室員へのヒアリングも行われているところ、契機となったアンケート回答者以外の者はデータ書換え自体を知らなかったというものであった。

以上によれば、本件データ書換行為は、2008年4月以降において品質保証室長であった2名の実行者において行われたものであるというTHC及び東レの認定・判断に不合理な点はみられず、妥当なものであるといえる。そして、本件データ書換行為については、前記実行者以外の役職員の関与はなく、組織的に行われたものではないと認められる。

3 再発防止策の妥当性について

THC及び東レによる最終的な再発防止策は、前記第3・4のとおり、①品質保証室長の交代及び組織変更、②検査成績表作成フローの見直し、③コンプライアンス意識改革、④THCにおける品質管理の強化、⑤品質の安定化及び⑥品質監査といったものである。このうち、前記第3・4のとおり、①から④までについては主にTHCが主体的に実施するものであるところ、これらは概ね現時点までに既に実施されていることを、東レにおいて確認している。⑤及び⑥については、東レ（繊維加工技術部や品質保証企画室）の協力を得つつ、THCにおいて、実施済み又は実施される予定となっている。

これら再発防止策は、前記第3・3（2）のとおり、本件データ書換行為が、2008年4月以降に品質保証室長の職にあった実行者において行われているところ、その書換えの手法や動機といった本件データ書換行為の実態を適切に検討した上で行われた原因分析（このTHC及び東レの認定・判断が妥当であることは前記2（3）のとおりである。）に基づき策定されたものであって、いずれも、策定時点の再発防止策としては、有効かつ適切に機能することが期待でき、妥当なものである。

4 対外対応の妥当性について

(1) 二次顧客への報告時期について

二次顧客への報告時期の妥当性については、前記1(2)のとおりである。

(2) 対外公表の要否及びその時期について

ア THC及び東レは、前記第3・5(1)のとおり、本件データ書換問題について、法令違反や安全上の問題はなく公表すべき社会的な必要がないことから、当初は、顧客には報告するが原則として公表はしないという判断をしていた。

当委員会の調査において、THC及び東レからは、公表すべき社会的必要性については、問題となる事案の内容、世人の関心、社会の状況など関連する種々の要素を考慮した上で、会社経営の立場から事案ごとに総合的に判断されるものであるとの説明がなされている。

その後、THC及び東レは、2017年11月28日に記者会見を行い、本件データ書換問題を対外的に公表したが、その理由としては、噂で不正確な情報が流れるより、正確な情報を的確に説明した方が良いと判断した旨説明している。

まず、前記2(2)のとおり、規格自体が、企業顧客との間の製品の仕様に関する取り決めであって、本件は基本的にいわゆるB to Bの関係における問題である。そして、本件データ書換行為が直ちに法令違反に当たるものではなく、顧客製品の安全性に対する影響に問題は見られないというTHC及び東レの判断は妥当なものであるといえる。

また、THC及び東レは、2017年9月28日から、東レグループ以外の二次顧客に対する報告の申出を開始し、同年10月5日以降、順次報告を行っているが、同年11月28日以前において、二次顧客から安全性に問題があるとの指摘を受けていたものはなかった(なお、その後、二次顧客13社のうち、検証中の1社を除く12社からは安全性に問題がない旨の見解を得ている。)

そうすると、本件データ書換問題が判明して以降2017年11月時点に至るまでの間において、THC及び東レが、本件データ書換問題については、法令違反や安全上の問題があるなど公表すべき社会的な必要がある場合には該当しないとして、対外公表を行う必要がない旨判断したことについては、企業として相当の理由があったものと考えられる。

イ もっとも、その後、THC及び東レは、前記第3・5(2)ウのとおり、2017

年 11 月 28 日に至り、結果的に、対外公表を行うに至っている。これは、前記第 3・5（2）ウのとおり、同年 11 月以降、複数の問合せ等を受けたことから、不正確な情報が社会に流布され、誤解や無用の混乱を招く弊害を考慮して、正確な情報を社会に伝えるために、事後的に、公表すべき社会的必要性が生じたものと捉え、経営判断としてなされたものであり、妥当なものと評価できる。併せて、所管官庁等の行政庁に対してされた報告についても、同様である。

第5 提言

当委員会は、調査を通じて、THC及び東レが製品の安全性を重視していることは理解することができた。製品の安全性は顧客やその先のユーザーにとって非常に関心の高い事項であって、安全性に関する問題を発生させないというTHC及び東レの姿勢は評価することができる。

その一方において、安全性が確保されている限り、品質に関する顧客との契約上の合意である規格を僅かに外れたとしても問題ないといった意識がTHCの社内に存在していた可能性は否定できない。本件データ書換行為の実行者も、検査成績表の数値の書換えを行っていた一方で、規格から大きく外れ、製品の安全性に影響を及ぼすようなものについては、書換えを行わずに廃棄していたのであり、実行者においてもこのような意識の下に書換えを行っていた。

しかしながら、品質に関する顧客との合意（コミットメント）を厳密に守るという意識が希薄である限り、本件データ書換問題のような事態が再び発生する可能性があることは否定し難いものである。

そのため再発防止の観点からは、顧客との間の合意である規格（品質水準）を製品が満たしていることを保証するという品質保証の意義や重要性が十分に理解される必要がある。

当委員会としては、かかる認識の下、本件データ書換問題のようなTHC及び東レの品質保証に対する信頼を揺るがすような事態を再び生じさせないための対策及び万一そのような事態が生じた場合の対応について、以下の提言を行いたい。

1 グループ全体における品質保証コンプライアンスの強化

前記第3・4（1）のとおり、THCにおいては再発防止策の一環として、従来の品質保証室を品質保証部に格上げし、品質保証担当の常務取締役が品質保証部長を兼任する体制に改めた。これにより、THC社内における品質保証に対する意識やコミットメントの強化が期待される場所である。

一方、親会社である東レにおいては、安全性確保の視点に限定されず、品質保証が顧客との間のコミットメントであるとする視点から、品質保証に対するグループ全体への取組を更に強化するため、組織内における品質保証部門の権限や責任をより大き

くすることで、同部門が、グループ各社の品質保証体制を監視するとともに、品質保証の重要性についての社員教育を主導することによって、本件データ書換問題のような品質保証に関する問題が再び発生することを未然に防止できるよう、組織上の体制や役割分担を改めることも有用であろう。

そして、品質保証部門がそうした役割を的確に果たすためには、同部門に、品質保証に関する十分な専門知識や経験を備えたプロフェッショナルな人材を配置することが必要であろう。また、そうした人材を育成していくことによって、間接的に、グループ全体における品質保証の面でのコンプライアンスの水準の更なる向上にも繋がることを期待できる。

2 策定された再発防止策の確実な実行

たとえ法令違反や安全上の問題を生じないものであるとしても、本件データ書換行為は、製品の品質に対する顧客の信頼を損ねる行為であり批判は免れないものである。THC 及び東レにおいては、本件データ書換問題の原因を分析した上で、前記第 3・4 記載の再発防止策を策定している。これらの再発防止策が妥当なものであることについては前記第 4・3 で述べたとおりであり、当委員会は、構築された再発防止のメカニズムに関与する全ての関係者が、本件データ書換問題が発生した原因やその原因を踏まえて策定された各防止策の意味を正しく理解し、各防止策を確実に実行することにより、本件データ書換問題と同様の事態が将来にわたって生じなくなることを期待する。

本件データ書換行為のうち、測定装置・測定方法の瑕疵によって規格外となっていたことを原因とするもの（客観的な製品性能としては規格内であったもの）が、半数近くに及んでいたことを踏まえると、測定装置・測定方法の瑕疵を減らすこと（測定装置の精度向上）が、再発防止のために重要である。既に再発防止策として、測定装置の更新等による品質検査精度の向上が謳われているところではあるが、当該施策を具体化するための更なる検討が必要であろう。

3 顧客への報告に関する方針等の整理

本件データ書換問題のような品質保証に対する信頼を揺るがすような事態が再び

発生することがないように十分な再発防止策を講じることは重要であるが、万一不幸にしてそのような事態が発生した場合には、これに適切に対応することも同じように重要である。したがって、THC 及び東レにおいては、本件データ書換問題における自身の対応を検証して、将来この種の問題が発生してしまった場合にいかに対応すべきかについて引き続き検討を重ねる必要がある。

この点に関し、本件データ書換問題について、THC 及び東レによる二次顧客に対する報告が 2017 年 10 月まで行われなかったことは、前記第 4・1（2）のとおり、会社の経営判断として相応の合理性を有するとしても、それ以前の時期で当該時点までの調査結果を踏まえた報告を二次顧客に対し行うことも可能であったし、かつ、二次顧客の立場を考えればそのような報告を行うべきであったとの評価もありうる場所である。THC 及び東レの報告を受けた二次顧客の多くから報告の遅れの指摘を受けて批判を受けたことについては、真摯に受け止められなければならない。今後製品の品質に関わる問題が発生した場合に、適時に適切な内容の報告がなされることを確保するため、顧客への報告に関する方針と手順を社内で整理しておくことが望ましい。

以 上